

岐阜県公報

第二千六百二十号
平成二十七年二月六日

(金曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除

知事指定薬物の指定の失効

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正

道路の区域変更

道路の供用開始

保安林の指定予定

公示

指定管理者の指定

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

落札者等に関する公示

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

指定管理者の指定

指定管理者の指定

農用地利用配分計画の認可の申請

県営土地改良事業の変更計画の決定

公共測量の実施

指定管理者の指定

(環境管理課) 七四ハシ

(業務水道課) 七四

(新産業振興課) 七四

(農産園芸課) 七四

(道路維持課) 七四

(同) 七六

(可茂農林事務所) 七七

(スポーツ推進課) 七八

(環境生活政策課) 七八

(健康福祉政策課) 七九

(保健医療課) 七九

(同) 七九

(産業技術課) 七九

(地域産業課) 八〇

(農業経営課) 八〇

(農地整備課) 八〇

(用地課) 八〇

(都市公園課) 八一

正誤

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則中訂正
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正

(人事課) 八二
(同) 八二

告示

岐阜県告示第六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する区域

平成二十五年岐阜県告示第四百五号により指定した区域（養老郡養老町有尾六六四番の一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第六十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」といふ。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

一（三）フルオロフェニル）プロパン ニ アミン（通称名三FMP）及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成二十七年二月九日

岐阜県告示第六十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社佐々木製作所	各務原市上戸町七丁目一番二四	平成二六・二・一〇	平成二七・三・三

岐阜県告示第七十号

主要農作物の奨励品種に関する告示（平成四年岐阜県告示第五百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

二の表小麦の項中「タマイズミ」の下に「さとのそら」を加え、同表六条大麦の項中「ミノリムギ」の下に「さやかぜ」を加える。

岐阜県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類	
可土 児岐線		路線名	
同 市同 町字同 一四二五番一四地先まで		区 間	
後	前	別前変区域 後更	敷地の幅 員(メートル)
三・一 一八・七	三・一 二七・七	ル	延 長 ル(メートル)
三・〇	三・〇		備 考

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
下肥 石田線		路線名	
同 市同 町字同 二番三九地先まで		区 間	
後 B	前 A B	別前変区域 後更	敷地の幅 員(メートル)
三・〇 七・〇	三・五 三・五 三・〇	ル	延 長 ル(メートル)
二九・〇	二九・〇		備 考

同 市同 町字同 二番三九地先まで		区 間	
後	前	別前変区域 後更	敷地の幅 員(メートル)
三・五 六・五	三・〇 五・五	ル	延 長 ル(メートル)
四六・〇	四六・〇		備 考

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
下肥 石田線		路線名	
同 市同 町字同 四番三二六地先まで		区 間	
後 B	前 A B	別前変区域 後更	敷地の幅 員(メートル)
七・五 一八・〇	一・五 七・〇	ル	延 長 ル(メートル)
三、五七四・八	一、七五九		備 考

土岐市下石町字西山三〇 五番一―地先から 同市同町字同三〇 四番三―六地先まで	後	A 一五〇 七三〇	B 七五 一八九五	一、七九五九 四、四三六八	見 一 部 重 用
--	---	-----------------	-----------------	------------------	-----------------------

岐阜県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	大垣尾線	大垣市大村一丁目揖斐川右岸堤防敷地先（一八六番）から同市三本木一丁目揖斐川右岸堤防敷地先（四九二番四）まで	五六〇	平成二七・二・一六	平成二七・一・三〇

岐阜県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	大江垣線	大垣市三本木三丁目九〇番地先から安八郡安八町東結字九年南一七七三番一―地先まで	一、八四五	平成二七・二・一六	平成二七・一・三〇

岐阜県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	金山児線	加茂郡川辺町比久見字郷呂一四二三番三―地先から同郡同町同字上之番一六一―二番五―地先まで	三三三	平成二七・二・一六	平成二七・一・三〇

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の年月日)
県道	下肥石田線	土岐市下石町字西山三〇四番 二二一地先地内	土岐市下石町字西山三三二番 三二地先地内	一〇〇	平成二七・二六	平成二七・二六

岐阜県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の年月日)
-------	-----	---	---	----------	---------	------------------------

県道	下肥石田線	土岐市土岐津町土岐口字西山 一三九番一四三三地先から 多治見市下沢町三丁目七番二 地先まで	二、四六〇	平成二七・二六	平成二七・二六	平成二七・二六
----	-------	--	-------	---------	---------	---------

岐阜県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町坂ノ東字高神洞五九二の一、五九四
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

指定管理者の指定

岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市八ツ寺町二丁目一九番地ソシアルビル山月三階

岐阜アリーナ運営共同体

代表者 小森 崇稔

構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

静岡県浜松市中区寺島町二〇〇番地

株式会社河合楽器製作所

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おおむらさきの会

三代 表 者 の 氏 名 日下部 義實

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町古関四〇一番地四

五 定款に記載された目的 この法人は、下呂市とその周辺地域において、自然・環境・文化・福祉などに関する事業を行い、健康で住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人広域防災水難救助捜索支援機構

三代 表 者 の 氏 名 藤原 尚雄

四 主たる事務所の所在地 埼玉県朝霞市岡三丁目三番五号ライオンヒルズ朝霞

台二〇八号

五 定款に記載された目的 この法人は、水難事故や台風などによる洪水被害、または地震等広域災害時に、関係機関の救助活動に連携して人命及び人身・財産の救助・捜索を支援することを目的とする。あわせて安全かつ効率的に災害水難救助捜索活動を行うに必要な器具の研究・開発を行うことを目的とする。また即応的かつ組織的な救助・捜索活動を率先して行える人材を育成し、水難事故防止にかかわる教育の普及・啓蒙に努め、安全な社会を構築することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十七年二月六日
岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 2,420,000 kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成26年12月5日
- 4 落札者を決定した日 平成27年1月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 水野 明久
- 6 落札金額 48,941,680円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県保健環境研究所総務課
(2) 所在地 各務原市那加不動丘一丁目1番地

指定自立支援医療機関の指定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四條第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九條の規定により公示する。
平成二十七年二月六日
岐阜県知事 古田 肇

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指月日

クスリのアオキ 東島薬局	各務原市蘇原東島町三丁目五七番地一	精神通院	平成二十七年二月六日
アオイ薬局 笠松店	羽島郡笠松町田代字天神二五五の一	同	同
サン調剤薬局 雁永店	揖斐郡揖斐川町雁永二五七五の二	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四條の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九條の規定により公示する。
平成二十七年二月六日
岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの (薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
平成調剤薬局 加納店	岐阜市加納村松町三丁目一〇番六号	精神通院	平成二十七年二月六日

指定管理者の指定

岐阜県科学技術振興センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技術振興センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）第十六條の規定により公示する。
平成二十七年二月六日
岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市西鷲一丁目五二番地

<p>市町村 農用地利用配分計画の 番号</p>	<p>賃借権の設定等を受ける土地</p>
<p>株式会社三和サービス 代表者 林 正和</p> <p>二 指定の期間 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで</p> <p>指定管理者の指定</p> <p>セラミックパークMINOに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパークMINO条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十六条の規定により公示する。 平成二十七年二月六日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 指定管理者となる団体 多治見市東町四丁目二番地の五 公益財団法人セラミックパーク美濃 代表者 古川 雅典</p> <p>二 指定の期間 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで</p> <p>農用地利用配分計画の認可の申請</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。 平成二十七年二月六日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 農用地利用配分計画の概要</p>	

<table border="1"> <tr> <td>可児市</td> <td>平成二十六年度第二号</td> <td>可児市二野字森本二四〇九番一他二三筆</td> </tr> <tr> <td>飛驒市</td> <td>同</td> <td>飛驒市古川町数河字立道二八六二番他五筆</td> </tr> <tr> <td>御嵩町</td> <td>同</td> <td>可児郡御嵩町伏見字西柿外戸一七六三番一他三九筆</td> </tr> </table>	可児市	平成二十六年度第二号	可児市二野字森本二四〇九番一他二三筆	飛驒市	同	飛驒市古川町数河字立道二八六二番他五筆	御嵩町	同	可児郡御嵩町伏見字西柿外戸一七六三番一他三九筆	<p>二 申請年月日 平成二十七年二月三日</p> <p>三 縦覧場所 岐阜県農政部農業経営課</p> <p>四 縦覧期間 平成二十七年二月六日から 平成二十七年二月二十日まで</p> <p>県営土地改良事業の変更計画の決定</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 平成二十七年二月六日 岐阜県知事 古 田 肇</p>	<table border="1"> <tr> <td>施行に係る地区名</td> <td>縦覧場所</td> <td>縦覧期間</td> </tr> <tr> <td>羽島地区</td> <td>岐阜市役所 岐阜市役所 羽島市役所 松南町役場</td> <td>平成二七・三二・九六</td> </tr> </table>	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間	羽島地区	岐阜市役所 岐阜市役所 羽島市役所 松南町役場	平成二七・三二・九六	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条</p>
可児市	平成二十六年度第二号	可児市二野字森本二四〇九番一他二三筆																
飛驒市	同	飛驒市古川町数河字立道二八六二番他五筆																
御嵩町	同	可児郡御嵩町伏見字西柿外戸一七六三番一他三九筆																
施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間																
羽島地区	岐阜市役所 岐阜市役所 羽島市役所 松南町役場	平成二七・三二・九六																

第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十七年一月二十八日から

同 年二月二十七日まで

四 作業地域

可児市姫ヶ丘二丁目、二丁目、三丁目及び四丁目

指定管理者の指定

養老公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和二十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

大垣市河間町三丁目五五番地

イビデングリーンテック株式会社

代表者 坂井 隆

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県百年公園（岐阜県博物館に係る区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和二十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

昭和造園土木・名岐サーブिसJVグループ

代表者 村瀬 大一郎

構成員

岐阜市雑倉七九四番地の一

昭和造園土木株式会社

羽島郡岐南町八剣二丁目四五番地

株式会社名岐サーブिस

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

指定管理者の指定

各務原公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和二十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号

株式会社技研サーブिस

代表者 関谷 裕久

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

指定管理者の指定

世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第九条の八の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

各務原市川島笠田町一五六四番地一

株式会社オアシスパーク

代表者 森川 拓

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年四月一日号外(五) 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第二十六号) 二二頁下段の表中

八	国民年金法	は、	八
---	-------	----	---

国民年金法

の誤り。

(原稿誤り)

平成二十六年十月三十一日第二千五百九十四号 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第九十三号)六七〇頁下段前から一行目中「同号の次に」は「第十六号の前に」の、同段前から七行目中「救助・防災対策係」は「救助防災係」の、同段後から四行目中「総務部の項」は「総務部の部」の、六七二頁上段前から十一行目中「都市公園課長」は「都市整備課長」の誤り。

平成二十七年二月六日発行

発行者 岐阜市

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社